

令和6年度 青森県造林補助事業標準単価表（人工造林） (森林環境保全整備事業)

【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
 - (1) 市町村、財産区
 - (2) 森林所有者
 - (3) 森林組合、生産森林組合
 - (4) 森林整備法人
 - (5) 個人にあっては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けた者
 - (6) 特定非営利活動法人
 - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
 - (8) 間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき特定間伐等の実施主体に位置づけられた者
 - (9) 森林経営計画の認定を受けた者
 - (10) 森林経営管理法第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者
- 3 1 現場が0.1ha以上であること（水田跡地の場合には0.05ha以上）

【標準単価】（消費税10%適用）

- 1 補助対象苗木及び植栽本数 (ha当たり)

樹種名	植栽本数	
スギ(コンテナ苗含む)	1,000	～ 3,000
アカマツ	2,000	～ 3,000
クロマツ(コンテナ苗含む)	2,000	～ 3,000
カラマツ(コンテナ苗含む)	1,500	～ 3,000
ヒバ(コンテナ苗含む)	1,500	～ 3,000
コバハツ	2,000	～ 3,000
アオダモ	2,000	～ 3,000
アカエゾマツ	2,000	～ 3,000
イタヤカエデ	2,000	～ 3,000
ウルシ	1,000	～ 3,000
エンジュ	2,000	～ 3,000

樹種名	植栽本数	
カツラ	2,000	～ 3,000
クリ(ジバグリ)	2,000	～ 3,000
ケヤキ	2,000	～ 3,000
コナラ・ナラ	2,000	～ 3,000
サクラ	2,000	～ 3,000
トチ	2,000	～ 3,000
トドマツ	2,000	～ 3,000
ブナ	2,000	～ 3,000
ホオノキ	2,000	～ 3,000
ミズキ	2,000	～ 3,000
ヤマザクラ	2,000	～ 3,000

- 2 標準単価(スギをha当たり2,000本植栽した場合) (単位:円/ha)

現地条件	標準単価	
	人力地拵え	機械地拵え
植栽地が草地・灌木地	1,019,080	
植栽地が笹地	989,830	868,220

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかける保険料等を加算することになる。

令和6年度 青森県造林補助事業標準単価表（樹下植栽等） (森林環境保全整備事業)

【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
 - (1) 市町村、財産区
 - (2) 森林所有者
 - (3) 森林組合、生産森林組合
 - (4) 森林整備法人
 - (5) 個人にあっては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けた者
 - (6) 特定非営利活動法人
 - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
 - (8) 間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき特定間伐等の実施主体に位置づけられた者
 - (9) 森林経営計画の認定を受けた者
 - (10) 森林経営管理法第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者
- 3 1現場が0.1ha以上であること
- 4 上層木が3齢級（15年生）以上であること（長期育成循環整備にあってはX齢級（50年生）以上）

【標準単価】（消費税10%適用）

- 1 補助対象苗木及び植栽本数（ha当たり）

樹種名	植栽本数	
スギ(コンテナ苗含む)	300	～ 3,000
アカマツ	300	～ 3,000
クロマツ(コンテナ苗含む)	300	～ 3,000
カラマツ(コンテナ苗含む)	300	～ 3,000
ヒバ(コンテナ苗含む)	300	～ 3,000
コバノハン	300	～ 3,000

- 2 標準単価(ヒバをha当たり1,500本を植栽した場合) (単位:円/ha)

現地条件	標準単価	
	人力地拵え	機械地拵え
植栽地が草地・灌木地	1,171,230	
植栽地が笹地		1,047,970

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかける保険料等を加算することになる。

令和6年度 青森県造林補助事業標準単価表（下刈） (森林環境保全整備事業)

【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
 - (1) 市町村、財産区
 - (2) 森林所有者
 - (3) 森林組合、生産森林組合
 - (4) 森林整備法人
 - (5) 個人にあっては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けた者
 - (6) 特定非営利活動法人
 - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
 - (8) 間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき特定間伐等の実施主体に位置づけられた者
 - (9) 森林経営計画の認定を受けた者
 - (10) 森林経営管理法第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者
- 3 1現場が0.1ha以上であること
- 4 単層林として植栽したものについては2齢級（10年生）以下
- 5 複層林（又は長期育成循環施業）として植栽した場合には5齢級（25年生）以下
- 6 複層林（又は長期育成循環施業）として植栽せずに天然更新ものについては8齢級（40年生）以下

【標準単価】（消費税10%適用）

(単位:円/ha)

区分	下刈種別	標準単価
単層林	1回目のみ (全刈り)	200,990
複層林	1回目のみ (全刈り)	160,790

(単位:円/ha)

区分	下刈種別	標準単価
単層林	1回目のみ (筋刈り)	65,220
複層林	1回目のみ (筋刈り)	52,170

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかける保険料等を加算することになる。

令和6年度 青森県造林補助事業標準単価表（枝打ち） (森林環境保全整備事業)

【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
 - (1) 市町村、財産区
 - (2) 森林所有者
 - (3) 森林組合、生産森林組合
 - (4) 森林整備法人
 - (5) 個人にあっては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けた者
 - (6) 特定非営利活動法人
 - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
 - (8) 間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき特定間伐等の実施主体に位置づけられた者
 - (9) 森林経営計画の認定を受けた者
 - (10) 森林経営管理法第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者
- 3 1現場が0.1ha以上であること
- 4 6齢級（30年生）以下（天然更新は補助対象外）
- 5 12齢級（60年生）以下で間伐と一体的に行う
- 6 18齢級（90年生）以下で更新伐と一体的に行う

【標準単価】（消費税10%適用）

(単位:円/ha)

区分	種別	標準単価
単層林	1.0m～2.0mまで	205,950
	2.0m～4.0mまで	348,290

(単位:円/ha)

区分	種別	標準単価
複層林	1.0m～2.0mまで	164,240
	2.0m～4.0mまで	414,510

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかかる保険料等を加算することになる。

令和6年度 青森県造林補助事業標準単価表（除伐・保育間伐） (森林環境保全整備事業)

【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
 - (1) 市町村、財産区
 - (2) 森林所有者
 - (3) 森林組合、生産森林組合
 - (4) 森林整備法人
 - (5) 個人にあっては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けた者
 - (6) 特定非営利活動法人
 - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
 - (8) 間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき特定間伐等の実施主体に位置づけられた者
 - (9) 森林経営計画の認定を受けた者
 - (10) 森林経営管理法第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者
- 3 1現場が0.1ha以上であること
- 4 除伐は、
下刈りが終了した5齢級以下（天然林にあっては12齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む）の除去、不良木の淘汰とする。不用木の除去のみを実施する場合は、原則として不用木全てを除去する場合に補助対象とする。
- 5 保育間伐は、
森林経営計画等（森林施業計画及び特定間伐等促進計画も含む）に基づく場合に限り、適切な密度管理を目的として12齢級以下の林分、又は伐採しようとする不用木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において行う不用木（侵入竹を含む）の除去、不良木の淘汰とする。不良木淘汰の伐採率は20%以上を補助対象とする。

【標準単価】（消費税10%適用）

(単位:円/ha)

区分	種別	標準単価
除 伐	单層林 刈払機使用	207,060
除 伐	複層林 刈払機使用	165,640
保育間伐 (7齢級以下)	チェンソー使用 (枝払込み)	326,990
保育間伐 (8齢級以上)	チェンソー使用 (枝払込み)	168,600

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかかる保険料等を加算することになる。

令和6年度 青森県造林補助事業標準単価表（間伐・更新伐（XII齢級以下）） (森林環境保全整備事業)

【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
 - (1) 市町村、財産区
 - (2) 森林所有者
 - (3) 森林組合、生産森林組合
 - (4) 森林整備法人
 - (5) 個人にあっては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けた者
 - (6) 特定非営利活動法人
 - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
 - (8) 間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者
 - (9) 森林経営計画の認定を受けた者
 - (10) 森林経営管理法第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者
- 3 1現場が0.1ha以上であること
- 4 1申請ごとに10m³/ha以上搬出
- 5 不良木淘汰の伐採率は20%以上
- 6 適切な密度管理を目的として12齢級（60年生）以下の林分で行う不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積

【標準単価】（消費税10%適用）

(単位:円/ha)

区分	種別	標準単価			
		定性間伐		列状間伐	
		チェーンソー造材	プロセッサ造材	チェーンソー造材	プロセッサ造材
間伐 ・更新 伐 (XII齢 級以 下)	10m ³ 未満（伐倒のみ）	120,270	120,270	101,780	101,780
	10m ³ 未満（伐倒,枝払）	179,720	179,720	161,230	161,230
	10m ³ ～20m ³	262,950	240,690	226,080	203,820
	20m ³ ～30m ³	354,790	317,870	336,840	269,230
	30m ³ ～40m ³	413,530	361,960	401,020	306,430
	40m ³ ～50m ³	506,480	440,250	494,510	373,560
	50m ³ ～60m ³	538,460	490,710	467,600	419,850
	60m ³ ～70m ³	593,470	537,030	584,760	459,070
	70m ³ ～80m ³	673,860	608,740	665,160	520,480
	80m ³ ～90m ³	754,800	681,010	746,100	582,450

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかかる保険料等を加算することになる。

令和6年度 青森県造林補助事業標準単価表（間伐・更新伐（XⅢ齢級以上）） (森林環境保全整備事業)

【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
 - (1) 市町村、財産区
 - (2) 森林所有者
 - (3) 森林組合、生産森林組合
 - (4) 森林整備法人
 - (5) 個人にあっては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けた者
 - (6) 特定非営利活動法人
 - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
 - (8) 間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者
 - (9) 森林経営計画の認定を受けた者
- (10) 森林経営管理法第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者
- 3 1現場が0.1ha以上であること
- 4 1申請ごとに10m³/ha以上搬出
- 5 不良木淘汰の伐採率は20%以上
- 6 人工林における育成複層林の造成及び育成若しくは広葉樹林化の促進又は天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的として18齢級（90年生）以下の林分で行う不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積

【標準単価】（消費税10%適用）

(単位:円/ha)

区分	種別	標準単価			
		定性伐採		列状伐採	
		チェーンソー造材	プロセッサ造材	チェーンソー造材	プロセッサ造材
間伐 ・更新伐 (XⅢ齢 級以上)	10m ³ 未満	72,880	72,880	63,630	63,630
	10m ³ ～20m ³	194,800	181,780	169,000	155,970
	20m ³ ～30m ³	275,750	254,040	266,500	217,940
	30m ³ ～40m ³	356,690	326,310	347,450	279,910
	40m ³ ～50m ³	437,640	398,570	428,400	341,270
	50m ³ ～60m ³	518,590	470,840	450,990	403,240
	60m ³ ～70m ³	599,530	543,100	590,290	464,590
	70m ³ ～80m ³	680,480	615,370	671,240	526,560
	80m ³ ～90m ³	761,430	687,630	752,180	588,530

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかかる保険料等を加算することになる。

令和6年度 青森県造林補助事業標準単価表（森林作業道） (森林環境保全整備事業)

【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
 - (1) 市町村、財産区
 - (2) 森林所有者
 - (3) 森林組合、生産森林組合
 - (4) 森林整備法人
 - (5) 個人にあっては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けた者
 - (6) 特定非営利活動法人
 - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
 - (8) 間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき特定間伐等の実施主体に位置づけられた者
 - (9) 森林経営計画の認定を受けた者
 - (10) 森林経営管理法第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者

【標準単価】（消費税10%適用）

- 1 幅員2.5m (単位:円/m)

傾斜	標準単価
15° 未満	310
15° 以上20° 未満	540
20° 以上25° 未満	840
25° 以上30° 未満	1,280
30° 以上	1,990

- 2 幅員3.0m (単位:円/m)

傾斜	標準単価
15° 未満	480
15° 以上20° 未満	750
20° 以上25° 未満	1,210
25° 以上30° 未満	1,800
30° 以上	2,550

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかかる保険料等を加算することになる。

令和6年度 青森県造林補助事業標準単価表（一貫作業）

（特定機能回復事業）

【造林補助を受けるための条件】

- 1 事業実施主体
 - (1) 市町村
 - (2) 森林組合、生産森林組合
 - (3) 森林整備法人
 - (4) 特定非営利活動法人
 - (5) 森林経営管理法第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者
- 2 1現場が0.1ha以上であること、1伐区当たりの面積の上限はおおむね2.5haとし、伐区については連たんしないものとする。
- 3 都道府県が設定するスギ人工林伐採重点区域内の森林において実施する。
- 4 都道府県が設定するスギ人工林伐採重点区域内の森林において実施する。
- 5 林相転換が必要な人工林の主要構成樹種がスギであること。
- 6 伐採すれば著しく土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所ではないこと。

【標準単価】（消費税10%適用）

標準単価(無花粉スギコンテナ苗をha当たり2,000本植栽した場合)

(単位:円/ha)

区分	種別	標準単価			
		XⅡ齢級以下		XⅢ齢級以上	
		定性間伐	列状間伐	定性間伐	列状間伐
一貫作業 (XII齢級以下)	10m³未満(伐倒のみ)	2,013,960	2,013,960	1,982,340	1,982,340
	10m³未満(伐倒,枝払)	2,073,410	2,073,410	2,012,910	2,012,910
	10m³~20m³	2,134,380	2,116,000	2,091,240	2,074,680
	20m³~30m³	2,212,100	2,181,410	2,163,500	2,136,650
	30m³~40m³	2,265,980	2,222,960	2,235,770	2,198,620
	40m³~50m³	2,344,810	2,290,090	2,308,030	2,259,970
	50m³~60m³	2,395,280	2,336,920	2,380,300	2,321,940
	60m³~70m³	2,448,120	2,378,860	2,452,560	2,383,300
	70m³~80m³	2,519,830	2,440,280	2,524,830	2,445,270
	80m³~90m³	2,592,100	2,502,250	2,597,090	2,507,240

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかかる保険料等を加算することになる。